

平成 27 年 7 月 6 日  
内閣府公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業  
労働保険加入促進業務の評価（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

I 事業概要等

1. 実施の経緯及び事業の概要

厚生労働省が実施する「労働保険加入促進業務」については、公共サービス改革基本方針（平成 24 年 7 月 20 日閣議決定）において競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札（以下「民間競争入札」という。）を実施することを決定した。これを受けて厚生労働省は、官民競争入札等監理委員会の議を経て定めた「労働保険加入促進業務における民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、民間競争入札を実施し、受託事業者を決定した。その概要は以下のとおりである。

事項	内容
事業内容	強制加入保険である労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険の総称）について、各都道府県に労働保険適正加入促進員等を配置し、未手続事業に関する情報収集及び未手続事業への適正加入勧奨、労働保険制度の周知・相談対応等を実施する
契約期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 2 年間
受託事業者	一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会
契約金額	1, 523, 372, 698 円（税抜）
実施にあたり確保されるべきサービスの質 （達成目標）	①未手続事業情報収集数 50, 000 事業（うち 40, 000 事業分の情報等を平成 26 年 9 月末までに収集） ②加入勧奨実施事業数 70, 000 事業 ③保険関係成立数 32, 000 事業 ④雇用保険手続件数 16, 000 事業

## 2. 受託事業者決定の経緯

入札参加者（1者）から提出された企画提案書について、実施要項に基づき審査した結果、評価基準を満たしていた。入札価格については平成25年12月26日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、厚生労働省内に設置した評価委員会において総合評価を行ったところ、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会が落札者となった。

## II 評価

### 1. 評価方法について

厚生労働省から提出された平成26年4月から平成27年3月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から、評価を行うものとする。

### 2. 対象公共サービスの実施内容に関する評価

#### (1) 対象公共サービスの質

##### ①未手続事業情報収集数

実績は以下のとおりであり、目標を大幅に上回り達成している。

評価対象期間	目標	実績	対目標比
平成26年4月1日～平成27年3月31日	50,000事業	67,766事業	135.5%
平成26年4月1日～平成26年9月30日	40,000事業	42,958事業	107.4%

※実施要項では40,000事業について9月末までの収集を規定している

##### ②加入勸奨実施事業数

実績は以下のとおりであり、目標を大幅に上回り達成している。

目標	実績	対目標比
70,000事業	83,208事業	118.9%

##### ③保険関係成立件数

実績は以下のとおりであり、目標を大幅に上回り達成している。

目標	実績	対目標比
32,000事業	38,063事業	118.9%

##### ④雇用保険手続件数

実績は以下のとおりであり、目標を達成している。

目標	実績	対目標比
16,000事業	16,374事業	102.3%

## (2) 民間事業者からの改善提案による実施事項

以下のとおり、民間事業者による改善提案が行われ、民間事業者の創意工夫が発揮されているものと評価できる。

### ①連絡会議の設置

本業務の実施に当たっては、計6回にわたる連絡会議を10月までに開催し、労働保険適正加入推進員（以下「推進員」という。）の事例発表、地方事務所代表者からこれまでの活動状況報告と今後に向けた取組についての発表を行うことにより、それぞれが問題点を共有し効果的な活動に結びつけている。

さらに、11月に開催した全国労働保険適正加入促進会議において、連絡会議の成果を発表するなど効果的な取組を行っている。

### ②事前アンケートの実施

未手続事業名簿の作成に当たり、収集した名簿に基づき事前に郵送によるアンケートを実施し、事業場がその場所に存在しているか、労働者を雇用しているかについて確認し、労働保険の対象とならない事業場を名簿から除外するなど、未手続事業名簿の情報の精度を上げるための取組を行っている。

### ③研修及びマニュアルの工夫

推進員研修の実施に当たっては、推進員の経験年数等に応じた班編成を行うとともに、座学のみならずロールプレイングを用いるなど、効果的な手法を導入している。

また、加入勧奨等マニュアルの作成に当たっては、対話を拒否する事業主に対する対応事例をはじめとして、事例を豊富に記載するなど、加入勧奨活動を効果的に実施するための工夫を行っている。

### ④事前調査の実施

加入勧奨活動の実施に当たっては、事前に事業場の所在地に出向き、労働者の有無や事業形態などについて目視による調査を行い、事業主への加入勧奨活動が円滑に行えるよう取組を行っている。

### ⑤勧奨活動時間の工夫

加入勧奨活動を行う時間帯については、業種ごとに繁忙時等が異なっていることを念頭に置き、事業主が話し合いに応じやすい時間に訪問している。

### ⑥関係機関との連携

事業場を訪問するに当たっては、事業主の問題意識を高めるため、都道府県労働局長名による加入勧奨文書の発送に合わせて訪問することはもとより、加入意向を示した事業主に対しては都道府県労働局の担当窓口を教示するとともに、関係行政機関へ連絡するなどにより効果を上げている。

### ⑦連絡会の設置

都道府県労働局と受託事業者との連携については、①ハローワーク単位など地域を分割して連絡会を設ける、②担当者を定め実務者レベルによる実践的な連絡・打合せを行うなど、それぞれの局内の状況に応じて、効率的・効果的に実施している。

### 3. 実施経費についての評価

本事業の実施経費について、指標達成数に比例して支出される科目（成功報酬費、調査説明費、研修費）を除いた間接費は、単年度当たり約444百万円であり、従来の実施経費（単年度当たり約496百万円：市場化テスト実施直前の平成25年4月～26年3月）と比べ、約53百万円（約11%）の経費が削減されている。

また、全体経費についても単年度当たり約762百万円であり、従来の実施経費（単年度当たり約825百万円）と比べ、約63百万円（約8%）の経費が削減されている。

（市場化テスト）	（実施前）	（実施後）	（前後比較）	（削減率%）
契約における経費内訳	平成25年度(A)	平成26年度(B)	B-A (C)	C/A
①間接費 （管理経費）	496,494,771	443,582,833	▲52,911,938	▲11%
②直接費 （成功報酬・研修費等）	328,611,777	318,103,516	▲10,508,261	▲3%
③全体経費 （①+②）	825,106,548	761,686,349	▲63,420,199	▲8%

### 4. 評価のまとめ

本事業において、確保されるべき公共サービスの質の目標はいずれも達成されており、特に本業務において重要な指標である「未手続事業情報収集数」、「加入勧奨実施事業数」及び「保険関係成立件数」について、目標を大幅に上回って達成された点は評価できる。

また、民間事業者の提案により連絡会議における事例発表、事前調査の実施等の改善が行われるなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

さらに、実施経費についても従来経費に比べ間接費で約53百万円（約11%）、全体経費で63百万円（約8%）の経費が削減されており効率的な事業実施がなされたと評価できる。

今回、一者応札だった点につき厚生労働省より入札に参加しなかった事業者にヒアリングを行った結果、受注者自体の利益の確保が見込めないこと、組織・人員体制の構築が困難なこと等を不参加の理由として挙げており、競争性の改善に向け業務内容や発注要件の見直しが必要である。

### 5. 今後の方針

本事業は実施状況が良好であり経費も削減されているが、入札において一者応札となっている。このことから、次期事業についても上記4で指摘した

内容について検討を加えた上で競争性改善策を講じつつ、引き続き民間競争入札を実施し、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減並びに競争性の確保を図っていくことが適当であるもの  
と考える。 以上

平成27年6月3日  
厚生労働省

民間競争入札実施事業  
労働保険加入促進業務の実施状況について

1. 業務の概要

公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された労働保険加入促進業務（以下「本業務」という。）については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、以下の内容により、平成26年度から民間競争入札により実施している。

(1) 業務内容

強制加入保険である労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険の総称）について、各都道府県に労働保険適正加入促進員等を配置し、未手続事業に関する情報収集及び未手続事業への適正加入勧奨、労働保険制度の周知・相談対応等を実施するものである。

(2) 受託事業者決定の経緯

労働保険加入促進業務における民間競争入札実施要項（平成25年9月制定。以下「実施要項」という。）に基づく一般競争入札（総合評価落札方式）により決定した。

(3) 受託事業者

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会

(4) 契約期間

平成26年4月1日～平成28年3月31日

(5) 実施状況評価期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

実施要項において定めた本業務の実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質の達成状況及び当省の評価は表1のとおりである。

目標ごとの達成状況については、全体として指標（目標）を上回る実績を上げており、特に本業務にとって主要な指標（目標）である「未手続事業情報収集数」において指標（目標）に対してプラス35.5%、「加入勧奨実施事業数」及び「保険関係成立件数」にお

いて指標（目標）に対してプラス18.9%と大幅に上回っているなど、良好な結果が得られている。

表1 評価事項等一覧

評価事項	指標（目標）	実施結果 （対指標比）	評 価
未手続事業情報収集数	50,000 事業 （うち 40,000 事業分の情報等を、26年9月末までに収集すること。）	67,766 事業 （135.5%） 42,958 事業 （26年9月末時点） （107.4%）	実施結果は指標を大幅に上回っており、極めて良好である。
加入勧奨実施事業数	70,000 事業	83,208 事業 （118.9%）	実施結果は指標を大幅に上回っており、極めて良好である。
保険関係成立件数	32,000 事業	38,063 事業 （118.9%）	実施結果は指標を大幅に上回っており、極めて良好である。
雇用保険手続件数 （※）	16,000 事業	16,374 事業 （102.3%）	指標を達成しており、良好である。
事業主説明会の開催状況（モニタリング調査に係る結果を含む）	参加事業主数 10,000 名	15,415 名 （154.2%）	実施結果は指標を大幅に上回っており、極めて良好である。
責任者及び推進員に対する研修の実施状況	・ 促進員責任者会議 開催数 1 回 ・ 推進員研修会研修 実施回数 47 回	・ 開催数 2 回 ・ 実施回数 154 回	指標を達成しており、良好である。
「全国労働保険適正加入促進会議」の開催状況	1 回	1 回	指標を達成しており、良好である。

（※）「雇用保険手続件数」については、実施要項において「対象件数が目標に達しない結果となっても差し支えない」としている。

### 3. 民間事業者の創意工夫及び改善実施事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、計6回にわたる連絡会議を10月までに開催し、労働保険適正加入推進員（以下「推進員」という。）の事例発表、地方事務所代表者からこれまでの活動状況報告と今後に向けた取組についての発表を行うことにより、それぞれが問題点を共有し効果的な活動に結びつけている。さらに、11月に開催した全国労働保険適正加入促進会議において、連絡会議の成果を発表するなど効果的な取組を行っている。
- (2) 未手続事業名簿の作成に当たり、収集した名簿に基づき事前に郵送によるアンケートを実施し、事業場がその場所に存在しているか、労働者を雇用しているかについて確認し、労働保険の対象とならない事業場を名簿から除外するなど、未手続事業名簿の情報の精度を上げるための取組を行っている。
- (3) 推進員研修の実施に当たっては、推進員の経験年数等に応じた班編成を行うとともに、座学のみならずロールプレイングを用いるなど、効果的な手法を導入している。  
また、加入勧奨等マニュアルの作成に当たっては、対話を拒否する事業主に対する対応事例をはじめとして、実例を豊富に記載するなど、加入勧奨活動を効果的に実施するための工夫を行っている。
- (4) 加入勧奨活動の実施に当たっては、事前に事業場の所在地に出向き、労働者の有無や事業形態などについて目視による調査を行い、事業主への加入勧奨活動が円滑に行えるよう取組を行っている。
- (5) 加入勧奨活動を行う時間帯については、業種ごとに繁忙時等が異なっていることを念頭に置き、事業主が話し合いに応じやすい時間に訪問している。
- (6) 事業場を訪問するに当たっては、事業主の問題意識を高めるため、都道府県労働局長名による加入勧奨文書の発送に合わせて訪問することはもとより、加入意向を示した事業主に対しては都道府県労働局の担当窓口を教示するとともに、関係行政機関へ連絡するなどにより効果を上げている。
- (7) 都道府県労働局と受託事業者との連携については、①ハローワーク単位など地域を分割して連絡会を設ける、②担当者を定め実務者レベルによる実践的な連絡・打合せを行うなど、それぞれの局内の状況に応じて、効率的・効果的に実施している。

#### 4. 実施経費の状況及び評価

市場化テスト実施後の平成26年度の経費（税抜き。以下同じ。）と、市場化テスト実施前の平成25年度の経費を比較して、費用削減効果について検証した。

具体的な検証方法については次のとおり。

- ① 両年度の委託費支払額の増減を比較したこと。
- ② 両年度の委託費支払額（全体額）と、両年度の指標（目標）のうち比較対照が可能な項目を用いて、指標（目標）単位での所要額を比較したこと。
- ③ 委託費支払額から、指標（目標）達成数に比例して支出される科目（成功報酬費、研



修費)を除いた間接費(管理経費)と、指標(目標)を用いて指標(目標)単位での所要額を比較したこと。

(1) 委託費支払額の比較

平成25年度及び平成26年度の委託費支払額(全体額)を比較したところ、対前年度比92.3%に減少しており、経費削減効果が認められる。

表2 委託費支払額(全体額)を比較した経費削減効果

	25年度 (a)	26年度 (b)	経費削減効果 (b) ÷ (a)
委託費支払額 (全体額)	825,106,548 円	761,686,349 円	92.3%

(2) 委託費支払額と指標(目標)達成度の比較

委託費支払額(全体額及び間接費)及び指標(目標)実績を、平成25年度と平成26年度で比較し、指標(目標)単位での所要額を比較したところ、全体額との比較では対前年度比93.3%~95.1%に、間接費との比較では対前年度比90.3%~92.1%にそれぞれ減少しており、経費削減効果が認められる。

表3 委託費支払額及び指標(目標)を比較した経費削減効果

	25年度	26年度	経費削減効果
委託費支払額 (全体額)	825,106,548 円 (a)	761,686,349 円 (b)	$\frac{(b) \text{ or } (b1)}{(d)}$
うち間接費 (管理費等)	496,494,771 円 (a1)	443,582,833 円 (b1)	$\frac{(a) \text{ or } (a1)}{(c)}$
	25年度実績 (c)	26年度実績 (d)	(上段が対全体額) (下段が対間接費)
未手続事業情報収集 数	69,839 件	67,766 件	95.1% 92.1%
加入勧奨実施事業数	85,545 件	83,208 件	94.9% 91.9%
保険関係成立件数	38,472 件	38,063 件	93.3% 90.3%
雇用保険手続件数	16,578 件	16,374 件	93.5% 90.5%

## 5. 全体的な評価

本業務の実施に当たり、確保すべきサービスの質として設定された指標（目標）は、全て達成されていることから、良好に業務が実施されていると評価できる。

また、民間事業者からの改善提案による改善実施や創意工夫もなされているとともに、経費削減も図られていると評価できる。

したがって、本業務の平成26年度実施状況について、良好に業務が実施されていると評価できる。

## 6. 今後の業務

### (1) 今後の競争性の確保のための方策

今期の本業務の受託事業者の決定に際しては、前記1(2)に掲げるとおり一般競争入札（総合評価落札方式）により実施したが、受託事業者以外の応札者は無く1者応札となったところである。

1者応札となった原因について、入札説明会参加者等へのヒアリング調査を行ったところ、①利益の確保が見込めないこと、②組織・人員体制の構築が難しい、との意見が見られた。

については、これらの意見を踏まえつつ、今後のさらなる競争性の確保のため、次の方策を検討する。

#### ① インセンティブが働く効果的な報酬体系について

本業務の競争性をさらに確保するためには、高い実績を達成した場合に、受託事業者に対してインセンティブが働く、より効果的な報酬体系の検討が必要である。

このため標準目標を設定し、これを上回る実績を達成した場合には予め設定している成功報酬費等を増額させることにより受託事業者の成果に報いることとし、一方で標準目標を未達成となった場合には成功報酬費等を減額させることにより、受託事業者の意欲と実績に沿った報酬体系とすることが考えられる。

#### ② 発注要件の緩和について

実施要項に定める各種発注要件については、本業務の質を確保するために必要な事項であるが、これらの一部撤廃・緩和することにより受託事業者の創意工夫を引き出すとともに、本業務の競争性を一層高めることとする。

具体的には次のとおり要件の撤廃又は緩和を行うことが考えられる。

- ・本部及び地方事務所に係る条件の撤廃

（労働局から1時間以内に設置、什器の整備、配置人員数等）

- ・都道府県労働局と地方事務所との連携に係る具体的な手法については、受託事業者による提案を優先することとし、協議会の開催回数を必須としない

- ・責任者及び推進員のスキルアップについては、受託事業者による提案を優先することとし、研修の実施等を必須としない

### ③チェック体制の構築

厚生労働省において、実施状況についての外部有識者等（学識経験者、弁護士、公認会計士等）による評価委員会を設置し、本業務の実施状況について定期的に検証するための体制を構築する。

### (2) 今後の本業務のあり方について

本業務の平成26年度実績に係る検証結果は良好であり、今期（平成26年4月1日から平成28年3月31日まで）終了後も引き続き実施するものである。

ただし、競争性の確保については不断の努力が必要であり、次期以降は前記（1）に掲げる取り組みを実施していく。

については、次期（平成28年度以降）においても引き続き民間競争入札を実施することにより、質の高い業務の実施及びさらなる競争性の確保に努めてまいりたい。